

義援金差し押さえ禁止法の恒久化を求める意見書

義援金差し押さえ禁止法とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、平成23年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため、議員立法で成立させたものであります。

また、平成28年の熊本地震や、平成30年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みをつくり、国会会期中に速やかに成立させています。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時に、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところであります。

よって、国におかれましては、義援金差し押さえ禁止法の恒久法としての立法化を早期に進めるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月13日

北海道江別市議会

提 出 先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官